

パーキング・メーター管理等事務の

委託法人に係る公安委員会の認定基準

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 49 条第 1 項のパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに同条第 2 項に規定する措置に関する事務について、道路交通法第 49 条第 3 項及び同法施行規則（昭和 35 年総理府令 60 号）第 6 条の 8 の規定に基づき、当該事務の委託法人に係る愛知県公安委員会の認定基準は、次のとおりです。

1 認定基準

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 役員に道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者がいないこと。
- (3) 管理等に関する事務を行うため必要な能力を有する者が置かれていること。
- (4) 管理等に関する事務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人であること。
- (5) 管理等に関する事務を適正かつ確実にを行うために必要な能力及び実績を有する法人であること。
- (6) 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない法人であること。

2 提出書類

(1) 前記 1 (1)に関する書類

定款等及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類

(2) 前記 1 (2)に関する書類

ア 役員の名簿及び住所を記載した書類（名簿等）

イ 役員が、破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者とする旨の身分(元)証明書

ウ 役員が、道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当しないことを誓約する書面（誓約書）

(3) 前記 1 (3)に関する書類

次のいずれかの書面の写し

- 安全運転管理者証
- 運行管理者資格者証
- 運転管理期間が2年以上の自動車の運転管理経歴書
- 駐車監視員資格者証

(4) 前記 1 (4)に関する書類

登記事項証明書又は法人設立を証明する書面及び財務諸表

(5) 前記 1 (5)に関する書類

過去3年以内の国、地方公共団体、企業又は団体等との委託に関する次の契約書類の写し

- 金銭に関する取引業務
- 現金の徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金回収業務
- 現金輸送業務

(6) 前記 1 (6)に関する書類

役員が、合意書に基づく排除措置を受けていないことを誓約する書面（誓約書）

3 書類提出等

本認定基準に関しては、当該事務委託に係る入札公示により交付される入札説明書をご確認ください。

本認定に必要な書類の提出については、当該入札参加資格確認申請書等の提出期間中に、下記問い合わせ先に提出してください。

なお、提出した書類については、お返しすることはできません。

4 問い合わせ先

愛知県警察本部交通部交通規制課

インフラ長寿命化対策推進室施設管理係

電話 052 (951) 1611 【内線 5206・5209】

【記載例 1】

誓 約 書

当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからへのいずれにも該当していないことを誓約します。

愛知県公安委員会 殿

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名

【記載例2】

誓 約 書

当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付、愛知県知事ほか4者締結）1(7)に規定された排除措置を受けていないことを誓約します。

愛知県公安委員会 殿

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名